「建設工事」の請負代金額に係る中間前金払について

平成２４年3月２１日
能登町監理課

建設業界の資金繰りを一層支援するため、平成２４年４月１日より既に実施している前払金に加え、追加して前払金（中間前払金）を請求できる中間前金払制度を導入します。

１　対象工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事１件の請負代金額が３００万円以上で工期が１５０日以上の建設工事（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が３００万円以上で当該会計年度の工事実施期間が１５０日以上の工事）が対象です。

２　中間前金払の金額

請負代金額の１０分の２以内（前金払と中間前金払の合計額で５，０００万円以内）です。ただし、１０万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額になります。

３　中間前金払と部分払の選択

中間前金払の対象となる工事については、契約の際に中間前金払と部分払のいずれかを請求するか選択することになりますので、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第１号）を契約締結時に必ず提出すると共に、請負契約書には「特約条項」を袋とじして作成して頂きます。

なお、契約締結後の変更は認められませんのでご注意ください。

４　中間前払金を請求できる条件

以下のすべての要件を満たしたときから請求できます。

（1）請負契約書により、部分払に代えて中間前金払を選択している工事であること。
（2）既に町からの前払金が受領済みであること。
（3）工期の２分の１（債務負担行為にあっては、対象となる会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過していること。
（4）工程表により、工期の２分の１（債務負担行為にあっては、対象となる会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
（5）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１（債務負担行為にあっては、対象となる会計年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものであること。

５　中間前金払の申請方法

① 中間前金払認定申請書（様式第５号）、工事履行報告書（様式第６号）、工事出来形調書、工事写真（着工前、現況）を町に提出します。
※出来高に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることがあります。

↓

② 町による審査の結果、中間前払金を支払う要件を満たしていると認められるときは、中間前金払認定通知書（様式第７号）により通知します。

↓

③ 東日本建設業保証(株)に中間前払金の保証申込をします。

↓

④ 東日本建設業保証(株)の保証書と中間前払金請求書（様式第８号）を町に提出します。

↓

⑤ 後日、指定の口座に中間前払金が振り込まれます。